

退職互助部って?!

退職互助部をご存知ですか。

退職互助部は退職された教職員への医療費の助成など、退職後の生活をサポートする当互助会だけの相互扶助制度で、現職会員と特別会員で構成されています。



現職会員とは

退職後の給付にそなえて36歳になる年度の4月1日に加入いただき、60歳で定年退職されるまで毎月掛金を給料から控除させていただきます。

掛金率は給料月額 $\frac{8}{1000}$ で、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。(单身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額をお返しします)

特別会員とは

定年退職された方はもちろん、早めに退職された方でも45歳以上であれば、ご本人は「特別会員」に、その配偶者は「届出配偶者」になります。ただし、掛金に不足がある場合は、残掛金等を納入いただきます。

退職後の給付等は

退職された方には、皆様方から納入いただいた掛金を原資として、医療給付を中心とした事業を実施します。**医療費の自己負担額のほとんどが補助**されますので、皆様方からひじょうに喜ばれています。

特別会員と届出配偶者は、45歳から70歳になる月まで、**健康保険での自己負担額から次の金額を控除した額が給付**されます。

●特別会員

月別、医療機関別を1件として……1,000円と100円未満の端数

※特別会員は医療給付以外にも「長寿祝金」や「入院見舞金」、「旅行補助」等の給付をご利用いただけます。

●届出配偶者

月別、医療機関別を1件として……2,000円と100円未満の端数

掛金に関する留意点

- 1 特別会員になる時に単身であったり、ご夫婦が退職互助部の会員の方については、掛金の一部または全部をお返しする場合があります。
- 2 早期退職された方や育児休業等で、掛金の納入の期間が短かった方には、残掛金を納入いただく場合があります。
- 3 現職会員が退職し特別会員の資格を取得しないときは、納入いただいた掛金の全額をお返しします。
- 4 現職会員が知事部局や国、市町村などに転出した場合は、会員資格を保留（例えば、知事部局で退職された場合でも特別会員になることができます）しておくか、掛金の払い戻しかを選択できます。

■現職会員に加入いただける機会は

36歳に達する年度の4月1日のみですので、その機会を逃さずご加入ください。該当の方には事務局から予めお知らせします。

■特別会員の資格取得手続きは

退職予定者説明会でご案内しますので、現職会員の皆様方が退職された際には、特別会員の資格取得手続きを取られるよう、よろしくお願いいたします。

詳しくは、当互助会事務局へお問い合わせ下さい。また、ホームページもご利用いただけます。

お問い合わせ

〒780-0850高知市丸の内1丁目7-52 高知県教育委員会事務局教職員・福利課内
一般財団法人高知県教職員互助会事務局

TEL 088-821-4917 FAX 088-872-1227

URL <http://www.kokyogo.jp/>